

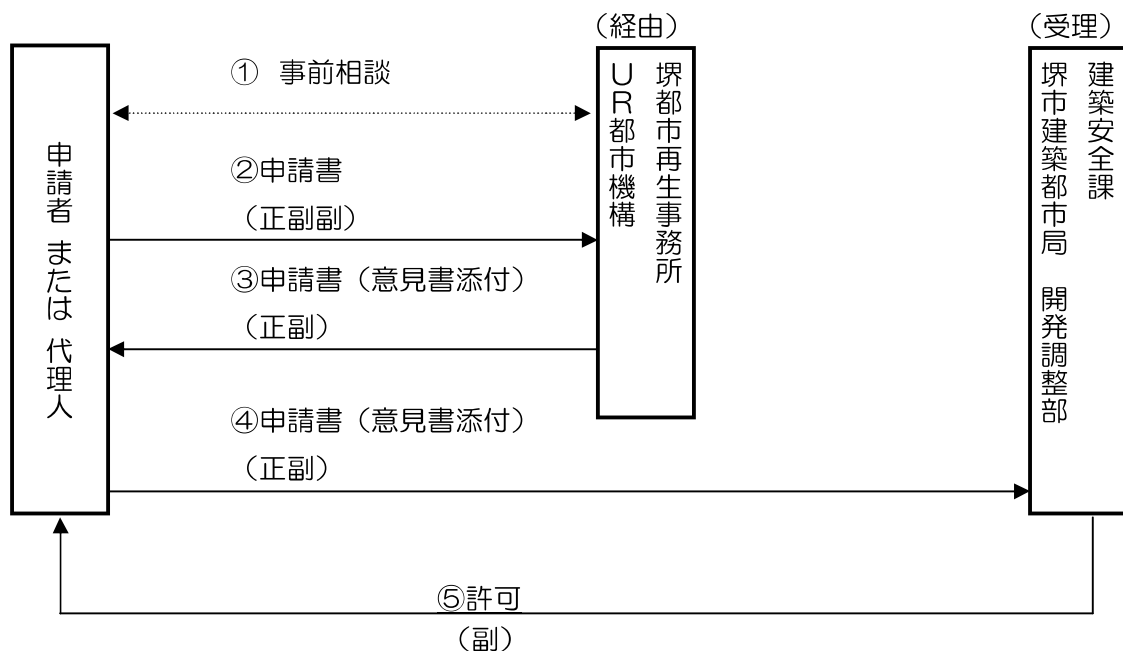
大和川左岸（三宝）地区 土地区画整理事業第76条の許可申請の流れ

- 当地区において、土地区画整理事業の事業計画認可の公告日の翌日から換地処分の公告日までに行う場合は、土地区画整理事業第76条第1項の規定に基づき、堺市長の許可が必要です。申請にあたっては、事前に UR 都市機構に相談ください。

- 1. 土地形質の変更（切土・盛土）
- 2. 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築
- 3. 重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置若しくはたい積

- 申請書は、堺市ホームページから入手できます。また UR 都市機構にも用意しています。

- 申請手続き順序（事務処理日数は各々10日程度を目途とする。）



※申請手続きを代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

※事前相談は、土地区画整理事業施行者である UR 都市機構が区域内における建築行為等に対して、事業を行う上で支障があるのかどうか意見を述べるためのものです。実際の建築確認については、従来通り堺市の建築安全課で行います。

- 連絡・問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構 堺都市再生事務所

〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番地2

072-282-7722

UR都市機構 堺都市再生事務所案内図

